

高知県県立高校通学支援奨学金貸与条例施行規則をここに公布する。

○高知県県立高校通学支援奨学金貸与条例施行規則

(平成 19 年 3 月 30 日教育委員会規則第 8 号)

改正 平成 21 年 10 月 23 日教育委員会規則第 20 号 平成 22 年 1 月 12 日教育委員会規則第 2 号
平成 23 年 3 月 31 日教育委員会規則第 9 号 平成 23 年 8 月 12 日教育委員会規則第 20 号
平成 24 年 3 月 30 日教育委員会規則第 5 号 平成 26 年 3 月 25 日教育委員会規則第 2 号
高知県県立高校通学支援奨学金貸与条例施行規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、高知県県立高校通学支援奨学金貸与条例(平成 19 年高知県条例第 10 号。以下「条例」という。)の規定に基づき、条例の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

[[条例](#)]

(貸与を受ける者の要件等)

第 2 条 条例第 2 条第 1 項第 1 号の教育委員会規則で定める中学校は、別表第 1 の左欄に掲げる県立高校(条例第 1 条に規定する「県立高校」をいう。)の廃止に伴い、同表の右欄に定める中学校(以下「中学校」という。)とする。

[[条例第 2 条第 1 項第 1 号](#)] [[別表第 1](#)] [[条例第 1 条](#)] [[同表](#)]

2 条例第 2 条第 1 項第 1 号の教育委員会規則で定める者(以下「保護者」という。)は、同項の規定に基づき貸与される奨学金(別表第 3 を除き、以下「奨学金」という。)の貸与を受けようとする者(以下「申請者」という。)の親権者又は未成年後見人とする。

[[条例第 2 条第 1 項第 1 号](#)] [[同項](#)] [[別表第 3](#)]

一部改正〔平成 21 年教育委員会規則 20 号〕

3 前項の規定にかかわらず、相当の理由があると認められるときは、高知県教育長(以下「県教育長」という。)は、同項に規定する者以外の者を申請者の保護者と認めることができる。

[[前項](#)] [[同項](#)]

4 条例第 2 条第 1 項第 3 号の教育委員会規則で定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

[[条例第 2 条第 1 項第 3 号](#)]

(1) 奨学金の貸与を受けようとする年度の前年度に生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)に基づく保護を受けた世帯に属する者

[[生活保護法](#)]

(2) 奨学金の貸与を受けようとする年度の前年度に地方税法(昭和 25 年法律第 26 号)第 295 条第 1 項の規定により市町村民税を非課税とされた者の属する世帯(市町村民税を課税された者が 1 人以上いる世帯を除く。)に属する者

[[地方税法第 295 条第 1 項](#)]

- (3) 奨学金の貸与を受けようとする年度の前年度に地方税法第 323 条の規定に基づき市町村民税の減免を受けた者の属する世帯(市町村民税の減免を受けなかった者が 1 人以上いる世帯を除く。)に属する者

[[地方税法第 323 条](#)]

- (4) 世帯の収入が生活保護法の規定による保護の基準を勘案して県教育長が定める基準額(次号において「基準額」という。)以下である世帯に属する者

[[生活保護法](#)] [[次号](#)]

一部改正〔平成 21 年教育委員会規則 20 号〕

- (5) 主としてその収入によって世帯の生計を支えている者の失職、破産、病気若しくは死亡又は火災、風水害等(以下「生計急変の事由」という。)により、収入が著しく減少し、基準額以下となった世帯に属する者

一部改正〔平成 21 年教育委員会規則 20 号〕

- (6) 生計急変の事由により、収入が著しく減少し、又は支出が著しく増大した世帯に属する者で、著しく修学が困難であると県教育長が認めたもの

追加〔平成 21 年教育委員会規則 20 号〕

一部改正〔平成 21 年教育委員会規則 20 号〕

一部改正〔平成 21 年教育委員会規則 20 号〕

(貸与の申請手続)

第 3 条 条例第 1 条に規定する県立高校(以下「県立高校」という。)に進学を希望し、前条第 4 項第 1 号から第 4 号までの規定のいずれかに該当する申請者は、新たに奨学金の貸与を受けようとする年度の前年度の 12 月 15 日までに、別記第 1 号様式による高知県県立高校通学支援奨学金貸与申請書に次に掲げる書類を添えて、県教育長に提出しなければならない。ただし、高知県高等学校等奨学金の貸与に関する条例施行規則(平成 14 年高知県教育委員会規則第 4 号。附則第 2 項を除き、以下「高等学校等奨学金貸与規則」という。)第 3 条第 1 項の申請書を併せて提出するときは、当該書類の添付を省略することができる。

[[条例第 1 条](#)] [[前条第 4 項第 1 号](#)] [[第 2 号](#)] [[第 3 号](#)] [[第 4 号](#)] [[別記第 1 号様式](#)] [[高知県高等学校等奨学金の貸与に関する条例施行規則第 3 条第 1 項](#)] [[附則第 2 項](#)] [[高等学校等奨学金貸与規則](#)]

- (1) 申請者及び申請者と生計を一にする者の収入を証明する書類及び住民票の写し
- (2) 前号に掲げる書類のほか、県教育長が必要があると認める書類

[[前号](#)]

一部改正〔平成 21 年教育委員会規則 20 号〕

- 2 県立高校に在学し、前条第4項第1号から第4号までの規定のいずれかに該当する申請者は、新たに奨学金の貸与を受けようとする年度の4月30日までに、別記第2号様式による高知県県立高校通学支援奨学金貸与申請書に次に掲げる書類を添えて、県教育長に提出しなければならない。ただし、高等学校等奨学金貸与規則第3条第2項の申請書を併せて提出するときは、第1号、第2号及び第4号に掲げる書類の添付を省略することができる。

[前条第4項第1号] [第2号] [第3号] [第4号] [別記第2号様式] [高等学校等奨学金貸与規則第3条第2項] [第1号] [第2号] [第4号]

- (1) 申請者及び申請者と生計を一にする者の収入を証明する書類及び住民票の写し
- (2) 在学する県立高校が発行する在学証明書
一部改正〔平成21年教育委員会規則20号〕
- (3) 通学のために利用する公共交通機関の運賃の額を確認することができる書類
- (4) 前3号に掲げる書類のほか、県教育長が必要があると認める書類
[第1号] [第2号] [前号]

一部改正〔平成21年教育委員会規則20号〕

- 3 県立高校に在学し、前条第4項第5号又は第6号の規定に該当することとなった申請者は、生計急変の事由が発生したときから1年以内に、別記第3号様式による高知県県立高校通学支援奨学金貸与申請書に次に掲げる書類を添えて、県教育長に提出しなければならない。ただし、高等学校等奨学金貸与規則第3条第3項の申請書を併せて提出するときは、第1号、第2号及び第4号に掲げる書類の添付を省略することができる。

[前条第4項第5号] [第6号] [別記第3号様式] [高等学校等奨学金貸与規則第3条第3項] [第1号] [第2号] [第4号]

- (1) 申請者及び申請者と生計を一にする者の収入を証明する書類及び住民票の写し並びに収入が著しく減少し、又は支出が著しく増加したことを証明する書類
- (2) 在学する県立高校が発行する在学証明書
一部改正〔平成21年教育委員会規則20号〕
- (3) 通学のために利用する公共交通機関の運賃の額を確認することができる書類
- (4) 前3号に掲げる書類のほか、県教育長が必要があると認める書類
[第1号] [第2号] [前号]

一部改正〔平成21年教育委員会規則20号〕

- 4 申請者が中学校又は県立高校に在学している場合の前3項の規定による高知県県立高校通学支援奨学金貸与申請書の提出は、当該在学している中学校又は県立高校を通じて行わなければならない。

[第1項] [第2項] [前項]

一部改正〔平成21年教育委員会規則20号〕

(貸与の内定等)

- 第4条 県教育長は、前条第1項の規定による高知県県立高校通学支援奨学金貸与申請書を受理したときは、その内容を審査し、奨学金の貸与が内定した申請者にあつては別記第4号様式による高知県県立高校通学支援奨学金貸与内定通知書により、奨学金の貸与が内定しなかった申請者にあつては書面により、その旨を通知するものとする。

[前条第1項] [別記第4号様式]

- 2 前条第4項の規定により同条第1項の規定による高知県県立高校通学支援奨学金貸与申請書の提出が中学校を通じて行われたときは、県教育長は、当該中学校に前項の規定により通知した内容を通知するものとする。この場合において、当該通知は、当該中学校が所在する市町村の教育長を経由して行うものとする。

[前条第4項] [同条第1項] [前項]

- 3 第1項の規定により奨学金の貸与が内定した旨の通知を受けた者は、奨学金の貸与を受けようとする年度の4月30日までに、次に掲げる書類を当該通知を受けた者が在学する県立高校を通じて、県教育長に提出しなければならない。

[第1項]

- (1) 在学する県立高校が発行する在学証明書

一部改正〔平成21年教育委員会規則20号〕

- (2) 通学のために利用する公共交通機関の運賃の額を確認することができる書類

一部改正〔平成21年教育委員会規則20号〕

一部改正〔平成21年教育委員会規則20号〕

(貸与の決定等)

- 第5条 県教育長は、第3条第2項若しくは第3項の規定による高知県県立高校通学支援奨学金貸与申請書を受理したとき又は前条第3項の規定による書類の提出があつたときは、奨学金を貸与するかどうかを決定し、奨学金を貸与する者にあつては別記第5号様式による高知県県立高校通学支援奨学金貸与決定通知書により、奨学金を貸与しない者にあつては書面により、その旨を通知するものとする。

[第3条第2項] [第3項] [前条第3項] [別記第5号様式]

- 2 第3条第4項の規定により同条第1項から第3項までの規定による高知県県立高校通学支援奨学金貸与申請書の提出が中学校又は県立高校を通じて行われたときは、県教育長は、当該中学校又は当該県立高校に前項の規定により通知した内容を通知するものとする。

[第3条第4項] [同条第1項] [第2項] [第3項] [前項]

- 3 県教育長は、第1項の規定により奨学金の貸与を決定したときは、前項の規定による通知に併せて、当該奨学金の貸与の決定を受けた者(以下「奨学生」という。)が在学する県立高校に当該奨学生の住所、氏名その他必要な事項を通知するものとする。

[第1項] [前項]

- 4 県教育長は、奨学生が第7条第1項の規定による誓約書の提出をしないときは、当該奨学生に対する奨学金の貸与の決定を取り消すことができる。

[第7条第1項]

(奨学金の額及び貸与の期間)

- 第6条 条例第3条第1項の教育委員会規則で定める額は、別表第2に定めるとおりとする。

[条例第3条第1項] [別表第2]

- 2 第2条第4項第5号又は第6号の規定に該当する奨学生については、第3条第3項の規定による高知県県立高校通学支援奨学金貸与申請書の提出があった日の属する月から前条第1項の規定により県教育長が奨学金の貸与の決定を通知した日の属する年度末までの期間内において、奨学金を貸与することができる。

[第2条第4項第5号] [第6号] [第3条第3項] [前条第1項]

一部改正〔平成21年教育委員会規則20号〕

一部改正〔平成21年教育委員会規則20号〕

(連帯保証人)

- 第7条 奨学生は、第5条第1項の規定により奨学金の貸与の決定を受けたときは、速やかに連帯保証人2人を定め、別記第6号様式による誓約書を当該奨学生が在学する県立高校を通じて、県教育長に提出しなければならない。

[第5条第1項] [別記第6号様式]

- 2 前項の連帯保証人(以下「連帯保証人」という。)のうち少なくとも1人は、奨学生の保護者以外の者で、独立の生計を営む成年者でなければならない。

[前項]

一部改正〔平成23年教育委員会規則9号〕

- 3 連帯保証人は、奨学生と連帯して奨学金に係る債務を負担するものとする。

- 4 奨学生は、連帯保証人を変更しようとするとき又は連帯保証人が死亡し、若しくは県教育長が連帯保証人を不適當であると認めて変更を命じた場合であって新たに連帯保証人を定めようとするときは、別記第7号様式による連帯保証人異動報告書を県教育長に提出しなければならない。この場合において、奨学生が県立高校に在学するときは、当該県立高校を通じて連帯保証人異動報告書を提出するものとする。

[別記第7号様式]

一部改正〔平成26年教育委員会規則2号〕

- 5 県教育長は、奨学生が前項の規定による連帯保証人異動報告書の提出をしないとき(連帯保証人が死亡し、又は県教育長が連帯保証人を不適當であると認めて変更を命じたときに限る。)は、当該奨学生に対する奨学金の貸与を取り消すことができる。

[前項]

一部改正〔平成26年教育委員会規則2号〕

一部改正〔平成23年教育委員会規則9号・26年2号〕

(奨学金の貸与の方法)

第8条 奨学金は、奨学生が指定する本人の口座への口座振替により貸与するものとする。

- 2 前項の規定による本人の口座の指定は、第3条第1項から第3項までの規定による高知県県立高校通学支援奨学金貸与申請書の提出のときに行わなければならない。

[前項] [第3条第1項] [第2項] [第3項]

- 3 奨学生は、第1項の規定により指定した本人の口座を変更しようとするときは、別記第8号様式による奨学金振込口座変更届を当該奨学生が在学する県立高校を通じて、県教育長に提出しなければならない。

[第1項] [別記第8号様式]

(保護者の異動の報告)

第9条 奨学生は、第7条第1項の規定により提出した誓約書において保護者とされた者(この条の規定による異動の報告により保護者とされた者を含む。以下同じ。)を変更しようとするとき又は保護者が死亡し、若しくは県教育長が保護者を不適當であると認めて変更を命じた場合であって新たに保護者を定めようとするときは、別記第9号様式による保護者異動報告書を県教育長に提出しなければならない。この場合において、奨学生が県立高校に在学するときは、当該県立高校を通じて保護者異動報告書を提出するものとする。

[第7条第1項] [別記第9号様式]

一部改正〔平成21年教育委員会規則20号・26年2号〕

(届出等)

第10条 奨学生は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、直ちに別記第10号様式による奨学生(保護者・連帯保証人)異動届(以下この条において「奨学生等異動届」という。)を県教育長に提出しなければならない。この場合において、奨学生が県立高校に在学するときは、当該県立高校を通じて奨学生等異動届を提出するものとする。

[別記第10号様式]

- (1) 氏名又は住所を変更したとき。
- (2) 退学、転学又は転籍をしようとするとき。
- (3) 休学又は3月を超える欠席をしようとするとき。
- (4) 復学し、又は前号の欠席をやめたとき。

[前号]

- (5) 保護者の氏名又は住所に変更があったとき。
 - (6) 連帯保証人の氏名、住所若しくは職業に変更があったとき又は連帯保証人に破産手続開始の決定その他連帯保証人として適当でない事由が生じたとき。
- 2 奨学生が死亡したときは、当該奨学生の保護者又は連帯保証人は、直ちに奨学生等異動届を県教育長に提出しなければならない。
- 3 第2条第4項第1号から第4号までの規定のいずれかに該当する奨学生は、毎年県教育長が別に指定する期日までに通学のために利用する公共交通機関の運賃の額を確認することができる書類(次項において「運賃確認書類」という。)を当該奨学生が在学する県立高校を通じて、県教育長に提出しなければならない。

[第2条第4項第1号] [第2号] [第3号] [第4号] [次項]

一部改正〔平成21年教育委員会規則20号〕

- 4 県教育長は、奨学生が前項の規定による運賃確認書類の提出をしないときは、当該奨学生に対する奨学金の貸与を取り消すことができる。

[前項]

一部改正〔平成21年教育委員会規則20号〕

一部改正〔平成21年教育委員会規則20号〕

(奨学金の月額の変更)

第11条 奨学生は、通学方法の変更、通学のために利用する公共交通機関の運賃の額の改定その他の事由により奨学金の月額が通学のために利用する公共交通機関の運賃の月額を超えることとなったとき又は第5条第1項の規定により決定された奨学金の月額(この項の規定により変更された奨学金の月額を含む。以下この条において「奨学金の月額」という。)を変更しようとするときは、別記第12号様式による奨学金貸与月額変更申請書(以下この条において「変更申請

書」という。)を当該奨学生が在学する県立高校を通じて、県教育長に提出しなければならない。

[第5条第1項] [別記第12号様式]

- 2 県教育長は、前項の規定による変更申請書を受理したときは、奨学金の月額を変更するかどうか及びその額を決定し、奨学金の月額を変更するときにあつては別記第13号様式による奨学金貸与月額変更通知書により、奨学金の月額を変更しないときにあつては書面により、その旨を奨学生が在学する県立高校を通じて当該奨学生に通知するものとする。

[前項] [別記第13号様式]

- 3 前項の規定による奨学金の月額の変更は、当該変更の理由となった事実が生じた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときにあつては、当該日の属する月)から、これを行うものとする。ただし、奨学金の月額を増額する変更の場合であつて、当該変更の理由となった事実が生じた日から1月を経過した後に変更申請書の提出があつたときは、県教育長が当該変更申請書を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときにあつては、当該日の属する月)から変更をすることができる。

[前項]

一部改正〔平成21年教育委員会規則20号〕

一部改正〔平成21年教育委員会規則20号〕

(貸与の一時停止)

- 第12条 県教育長は、条例第4条の規定に基づき奨学金の貸与を一時停止するときは、別記第14号様式による奨学金貸与一時停止通知書により、奨学生が在学する県立高校を通じて当該奨学生にその旨を通知するものとする。

[条例第4条] [別記第14号様式]

(貸与の再開)

- 第13条 条例第4条の規定に基づき奨学金の貸与を一時停止された奨学生は、条例第5条の規定により奨学金の貸与の再開を申請しようとするときは、別記第15号様式による奨学金貸与再開申請書(次項において「再開申請書」という。)を当該奨学生が在学する県立高校を通じて、県教育長に提出しなければならない。

[条例第4条] [条例第5条] [別記第15号様式] [次項]

一部改正〔平成21年教育委員会規則20号〕

- 2 県教育長は、前項の規定による再開申請書を受理したときは、奨学金の貸与を再開するかどうかを決定し、奨学金の貸与を再開するときにあつては別記第16号様式による奨学金貸与再開通知書により、奨学金の貸与を再開しないときに

あつては書面により、その旨を奨学生が在学する県立高校を通じて当該奨学生に通知するものとする。

[前項] [別記第 16 号様式]

- 3 条例第 5 条の規定による奨学金の貸与の再開は、奨学金の貸与を一時停止する理由がなくなった日の属する月から行うものとする。

[条例第 5 条]

一部改正〔平成 21 年教育委員会規則 20 号〕

一部改正〔平成 21 年教育委員会規則 20 号〕

(奨学金の辞退)

- 第 14 条 奨学生は、奨学金の貸与を受けることを辞退しようとするときは、辞退届を当該奨学生が在学する県立高校を通じて、県教育長に提出しなければならない。

(貸与の取消し)

- 第 15 条 県教育長は、条例第 6 条の規定に基づき奨学金の貸与を取り消したときは、別記第 17 号様式による奨学金貸与取消通知書により、奨学生が在学する県立高校を通じて当該奨学生に通知するものとする。

[条例第 6 条] [別記第 17 号様式]

(借用証書の提出)

- 第 16 条 奨学生は、条例第 6 条の規定に基づき奨学金の貸与を取り消されたとき又は奨学金の貸与が終了したときは、直ちに別記第 18 号様式による高知県県立高校通学支援奨学金借用証書を県教育長に提出しなければならない。

[条例第 6 条] [別記第 18 号様式]

(返還の期間)

- 第 17 条 条例第 7 条の教育委員会規則で定める期間は、別表第 3 に定めるとおりとする。

[条例第 7 条] [別表第 3]

- 2 奨学生が県立高校を卒業後、大学、短期大学、専修学校、各種学校又はこれらと同等程度の教育を行うと認められる教育施設で修学するために資金の貸与を受けた場合は、別表第 3 に定める期間内で、前項の規定による奨学金の返還の期間を変更することができる。

[別表第 3] [前項]

一部改正〔平成 21 年教育委員会規則 20 号〕

- 3 前項の規定に基づき返還の期間を変更しようとする奨学生は、別記第 19 号様式による返還期間変更申請書を県教育長に提出しなければならない。

[前項] [別記第 19 号様式]

- 4 県教育長は、前項の規定による返還期間変更申請書を受理したときは、変更後の返還の期間を決定し、奨学生に通知するものとする。

[前項]

一部改正〔平成 21 年教育委員会規則 20 号〕

(返還の方法)

- 第 18 条 条例第 7 条に規定する奨学金の返還の方法は、月賦、半年賦又は年賦によるものとする。

[条例第 7 条]

- 2 前項の規定による月賦、半年賦又は年賦による返還に係る納期限は、月賦にあつては毎月末日、半年賦にあつては 4 月末日及び 10 月末日、年賦にあつては 10 月末日(これらの月末日が当該返還に係る金融機関の休業日に該当するときは、当該月末日後における直近の当該金融機関の営業日)とする。

[前項]

一部改正〔平成 24 年教育委員会規則 5 号〕

- 3 奨学生は、条例第 6 条の規定に基づき奨学金の貸与を取り消されたとき、奨学金の貸与が終了したとき又は条例第 8 条の規定に基づく返還の猶予の期間が満了したときは、速やかに別記第 20 号様式による奨学金返還計画書を県教育長に提出しなければならない。

[条例第 6 条] [条例第 8 条] [別記第 20 号様式]

- 4 奨学生は、いつでも奨学金の繰上返還をすることができる。

一部改正〔平成 24 年教育委員会規則 5 号〕

(返還の猶予)

- 第 19 条 奨学生は、条例第 8 条の規定に基づき奨学金の返還の猶予を受けようとするときは、別記第 21 号様式による奨学金返還猶予申請書に奨学金の返還の猶予を受けようとする理由を証明する書類を添えて、県教育長に提出しなければならない。

[条例第 8 条] [別記第 21 号様式]

一部改正〔平成 21 年教育委員会規則 20 号〕

- 2 県教育長は、前項の規定による奨学金返還猶予申請書を受理したときは、奨学金の返還を猶予するかどうかを決定し、奨学金の返還を猶予するときにあつては別記第 22 号様式による奨学金返還猶予通知書により、奨学金の返還を猶予しないときにあつては書面により、その旨を当該奨学生に通知するものとする。

[前項] [別記第 22 号様式]

- 3 条例第 8 条第 1 号の教育委員会規則で定める専修学校の高等課程は、機械又は装置の修理、保守又は操作、製造、加工、建設、医療、栄養の指導、保育、経理その他これらに類する職業に必要な技術の教授を目的とする学科であつて、

その授業が年2回を超えない一定の時期に開始され、かつ、その終期が明確に定められている修業年限2年以上のものとする。

[[条例第8条第1号](#)]

- 4 条例第8条第1号の教育委員会規則で定める学校は、同号に規定する高等学校等、大学、短期大学、専修学校、各種学校及びこれらと同等程度の教育を行うと認められる教育施設(大学、短期大学、専修学校、各種学校及びこれらと同等程度の教育を行うと認められる教育施設にあつては、通信による教育を行うものを除く。)とする。

[[条例第8条第1号](#)] [[同号](#)]

- 5 条例第8条第2号の規定に該当する場合における奨学金の返還の猶予の期間は、1年以内で県教育長が認める期間とする。この場合において、県教育長が特に必要があると認めるときは、更に1年以内で当該期間を延長することができる。

[[条例第8条第2号](#)]

一部改正〔平成21年教育委員会規則20号〕

(返還の免除)

- 第20条 条例第9条の精神又は身体の著しい障害は、高等学校等奨学金貸与規則別表第2及び別表第3に定める障害とする。

[[条例第9条](#)] [[高等学校等奨学金貸与規則別表第2](#)] [[別表第3](#)]

一部改正〔平成21年教育委員会規則20号〕

- 2 条例第9条の奨学金の返還を免除することが適当であると認めるときは、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

[[条例第9条](#)]

- (1) 奨学生及び連帯保証人が無資力又はこれに近い状態にあり、奨学金を返還することができる見込みがないと県教育長が認めるとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、奨学金の返還を免除することが特に必要であると県教育長が認めるとき。

[[前号](#)]

- 3 条例第9条の規定に基づき奨学金の返還の免除を受けようとする者は、別記第23号様式による奨学金返還免除申請書に次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める書類を添えて、県教育長に提出しなければならない。ただし、高等学校等奨学金貸与規則第18条第2項の奨学金返還免除申請書を併せて提出するときは、当該書類の添付を省略することができる。

[[条例第9条](#)] [[別記第23号様式](#)] [[高等学校等奨学金貸与規則第18条第2項](#)]

- (1) 奨学生が死亡したとき 死亡したことを証明する書類

- (2) 奨学生が第1項に規定する障害を受けたとき 精神障害者保健福祉手帳の写し若しくは身体障害者手帳の写し又は医師が発行する診断書(当該障害を受けたことを確認することができるものに限る。)

[第1項]

- (3) 前項の規定に該当するとき 別に県教育長が定める書類

[前項]

一部改正〔平成21年教育委員会規則20号〕

- 4 県教育長は、前項の規定による奨学金返還免除申請書を受理したときは、奨学金の返還を免除するかどうか及び奨学金の返還を免除する額を決定し、奨学金の返還を免除するときにあつては別記第24号様式による奨学金返還免除通知書により、奨学金の返還を免除しないときにあつては書面により、その旨を当該申請を行った者に通知するものとする。

[前項] [別記第24号様式]

- 5 奨学金の返還を免除する額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 奨学生が死亡したとき、高等学校等奨学金貸与規則別表第2に定める障害を受けたとき又は第2項の規定に該当したとき 奨学金の返還未済額の全額に相当する額

[高等学校等奨学金貸与規則別表第2] [第2項]

一部改正〔平成21年教育委員会規則20号〕

- (2) 奨学生が高等学校等奨学金貸与規則別表第3に定める障害を受けたとき 奨学金の返還未済額の4分の3に相当する額

[高等学校等奨学金貸与規則別表第3]

一部改正〔平成21年教育委員会規則20号〕

一部改正〔平成21年教育委員会規則20号〕

一部改正〔平成21年教育委員会規則20号〕

(延滞金)

- 第21条 条例第10条第1項の規定により延滞金を徴収する場合において、同項の規定により計算した延滞金の額に100円未満の端数があるとき又は延滞金の額が500円未満であるときは、当該端数又は当該額を切り捨てるものとする。

[条例第10条第1項] [同項]

- 2 条例第10条第3項の規定に基づき延滞金を減額し、又は免除するときは、次の各号のいずれかに該当する場合とする。

[条例第10条第3項]

- (1) 条例第9条の規定に基づき奨学金の全部又は一部の返還を免除したとき。

[条例第9条]

(2) 前号に掲げる場合のほか、県教育長が特に必要があると認めるとき。

[前号]

3 条例第 10 条第 3 項の規定に基づく延滞金の減額又は免除は、県教育長が特に認めるときを除き、延滞金の減額又は免除を受けようとする者からの申請により行うものとする。

[条例第 10 条第 3 項]

(委任)

第 22 条 この規則に定めるもののほか、奨学金の貸与、返還等に関し必要な事項は、県教育長が定める。

一部改正〔平成 26 年教育委員会規則 2 号〕

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

(高知県高等学校等奨学金の貸与に関する条例施行規則の一部改正)

2 高知県高等学校等奨学金の貸与に関する条例施行規則の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則(平成 21 年 10 月 23 日教育委員会規則第 20 号)

(施行期日等)

1 この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条第 5 項の改正規定(「修学資金」を「教育支援資金」に改める部分に限る。)及び同条第 6 項を削る改正規定並びに次項及び附則第 3 項の規定は、公布の日から施行する。

2 略

(経過措置)

3 略

(高知県県立高校通学支援奨学金貸与条例施行規則の一部改正)

4 高知県県立高校通学支援奨学金貸与条例施行規則(平成 19 年高知県教育委員会規則第 8 号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附 則(平成 22 年 1 月 12 日教育委員会規則第 2 号)

この規則は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年 3 月 31 日教育委員会規則第 9 号)

この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 23 年 8 月 12 日教育委員会規則第 20 号)

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正後の高知県県立高校通学支援奨学金貸与条例施行規則別記第1号様式から別記第3号様式まで及び別記第6号様式の規定は、この規則の施行の日以後に奨学金の貸与を申請する者について適用し、同日前に奨学金の貸与を申請した者については、なお従前の例による。

附 則(平成24年3月30日教育委員会規則第5号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成26年3月25日教育委員会規則第2号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

別表第1(第2条関係)

廃止県立高校	対象中学校
高知県立大柘高等学校	香美市立大柘中学校
高知県立仁淀高等学校	仁淀川町立吾川中学校
	仁淀川町立池川中学校
	仁淀川町立仁淀中学校
高知県立宿毛高等学校大月分校	大月町立大月中学校

一部改正〔平成23年教育委員会規則9号〕

別表第2(第6条関係)

金額(月額)
5,000円、10,000円、15,000円、20,000円、25,000円又は30,000円のうち、申請者又は奨学生が選択する額で、通学のために利用する公共交通機関の運賃の月額を超えないもの

別表第3(第17条関係)

貸与金額	返還期間
300,000円以下	7年
300,001円から500,000円まで	8年
500,001円から700,000円まで	9年
700,001円から900,000円まで	10年
900,001円から1,100,000円まで	11年
1,100,001円から1,300,000円まで	12年
1,300,001円から1,500,000円まで	13年

1,500,001 円から 1,900,000 円まで	14 年
1,900,001 円から 2,300,000 円まで	15 年
2,300,001 円から 2,700,000 円まで	16 年
2,700,001 円から 2,900,000 円まで	17 年
2,900,001 円から 3,100,000 円まで	18 年
3,100,001 円から 3,300,000 円まで	19 年
3,300,001 円以上	20 年

備考

- 貸与金額は、条例第 2 条第 1 項の規定に基づき貸与を受けた奨学金の総額とする。ただし、併せて高知県高等学校等奨学金の貸与に関する条例(平成 14 年高知県条例第 3 号)第 2 条第 1 項の規定に基づき貸与される奨学金(以下「高等学校等奨学金」という。)の貸与を受けた場合における貸与金額は、条例第 2 条第 1 項の規定に基づき貸与を受けた奨学金の総額に当該併せて貸与を受けた高等学校等奨学金の総額を加えて得た額とする。

[条例第 2 条第 1 項] [高知県高等学校等奨学金の貸与に関する条例第 2 条第 1 項] [条例第 2 条第 1 項]

- 第 17 条第 2 項の規定に基づき奨学金の返還の期間を変更する場合における貸与金額は、1 による奨学金の総額に大学、短期大学、専修学校、各種学校又はこれらと同等程度の教育を行うと認められる教育施設で修学するために貸与を受けた資金の総額を加えて得た額とする。

[第 17 条第 2 項] [1]

一部改正〔平成 21 年教育委員会規則 20 号〕